

# 【国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開(国際観光旅客税財源充当事業)】

## 現状把握

○「明日の日本を支える観光ビジョン」においては、2030年訪日外国人数6,000万人等の大きな目標を掲げ、「観光先進国」の実現を図るため、政府一丸、官民を挙げて取り組むこととされているところ、観光促進のための税として平成31年1月7日から創設された国際観光旅客税をより高次元の観光施策に充当することによって、観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図ることとしている。

○ 2021年 訪日外国人旅行者数 25万人(暫定値)



## 課題設定

○ 国際観光旅客税の税収を充当する施策については、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」(令和3年12月24日観光立国推進閣僚会議決定)に基づき、観光庁に一括計上して予算要求を行うこととされた。

○ 国際観光旅客税の税収を充当する施策は、上記基本方針において、訪日外国人旅行者2030年6,000万人等の目標に向けて、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上、の3つの分野とされている。

## インプット

国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開のための経費。

R5年度  
概算要求額:  
270億円

## アクティビティ

事業内容については、観光戦略実行推進会議において、民間有識者の意見を踏まえつつ、予算編成過程で検討を行うため未定。

(参考)前年度事業の例

- ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
  - ・最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現等
  - ・公共交通利用環境の革新等
  - ・ICT等を活用した多言語対応等
  - ・旅行安全情報共有プラットフォームを通じた旅行者の安全の確保 等
- ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
  - ・戦略的な訪日プロモーションの実施 等
- ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上
  - ・世界に誇る観光地を形成するための観光地域づくり法人(DMO)の体制整備
  - ・新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等
  - ・文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備
  - ・文化財や国立公園等を活用したインバウンドのための環境整備 等

## アウトプット

今後事業内容が決定されるため、現時点においては未定。

## アウトカム

- 訪日外国人旅行者数 6,000万人達成(2030年)
- 訪日外国人旅行消費額 15兆円達成(2030年)
- 地方部での外国人延べ宿泊者数 1億3,000万人泊達成(2030年)
- 訪日外国人リピーター数 3,600万人達成(2030年)

## インパクト

「観光先進国」の実現を図る。

# 国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開

要求額：27,000百万円

- 国際観光旅客税の税収（以下「観光財源」という。）を充当する予算は、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」（「国際観光振興法」）第12条に規定する国際観光振興施策に必要な経費に充てるものとされている。
- また、観光財源を充当する予算は、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（令和3年12月24日観光立国推進閣僚会議決定）に基づいて対応するものとされており、観光庁に一括計上して予算要求する。
- 令和5年度に観光財源を充当する施策については、上記基本方針に基づき、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、①受益と負担の関係から負担者の納得が得られること、②先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること、③地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致することを基本的な考え方とし、特に新規性・緊急性の高い施策に充てる。
- なお、具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、常に上記の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう、観光戦略実行推進会議において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

（以下は前年度事業の例示）

## 1. ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

- ・最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現等
- ・公共交通利用環境の革新等
- ・ICT等を活用した多言語対応等
- ・旅行安全情報共有プラットフォームを通じた旅行者の安全の確保 等

## 2. 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

- ・戦略的な訪日プロモーションの実施 等

## 3. 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

- ・世界に誇る観光地を形成するための観光地域づくり法人（DMO）の体制整備
- ・新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等
- ・文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備
- ・文化財や国立公園等を活用したインバウンドのための環境整備 等

歴史的資源を活用した  
観光まちづくり



史実に基づいた入城体験  
（イメージ）

地域観光資源の  
サステナブルな活用推進



散居村を後世に残す観光の取組  
（イメージ）

高付加価値な  
インバウンド観光地づくり



訴求力のある魅力的コンテンツ  
（イメージ）



上質なインバウンド宿泊施設  
（イメージ）

# 国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について

(令和3年12月24日 観光立国推進閣僚会議決定)①

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等については、下記のとおりとする。

## 記

### 1. 国際観光旅客税の使途に関する基本方針

(1)「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」(平成9年法律第91号)に基づき、以下の3つの分野に国際観光旅客税の税収(以下「観光財源」という。)を充当する。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

(2)観光財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。

- ① 受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
- ② 先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること
- ③ 地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること

### (3)使途の適正性の確保

観光財源の使途の適正性を確保する観点から、受益と負担の関係が不明確な国家公務員の人件費や国際機関分担金などの経費には充てないこととする。

### (4)第三者によるチェック

無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。

# 国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について

(令和3年12月24日 観光立国推進閣僚会議決定)②

## 2. 令和4年度において観光財源を充当する具体的な施策・事業

令和4年度予算においては、今後の国際旅客の流動の見通し等を踏まえて算出した総額90億円の歳入について、上記1.の基本方針に基づき、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い以下の施策・事業に充てることとする。

※国際民間航空機関(ICAO)の国際旅客の推計を参考に作成。

|                                            | 金額   | 執行官庁 |
|--------------------------------------------|------|------|
| ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備                     | 29億円 | 法務省  |
|                                            | 4億円  | 財務省  |
|                                            | 3億円  | 観光庁  |
| ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化                    | 4億円  | 文化庁  |
|                                            | 4億円  | 環境省  |
| ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上 | 18億円 | 文化庁  |
|                                            | 18億円 | 環境省  |
|                                            | 1億円  | 観光庁  |
|                                            | 9億円  | 宮内庁  |

## 3. 国際観光旅客税の使途に関する予算編成の考え方

観光財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、常に上記1.(2)の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう、観光戦略実行推進会議において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

また、受益と負担の関係を明確化し、予算の総合性の確保等を図る観点から、観光財源を充当する具体的な施策・事業について、予算書においても観光財源を充当する予算を明確化し、観光庁に一括計上した上で、関係省庁に移し替えて執行する。ただし、三の丸尚蔵館の整備に係る経費については、皇室経済法(昭和22年法律第4号)を踏まえ、皇室費における宮廷費として整理する。

以上